

#### 第4回 玉村町農業委員会 議事録 (本会議)

事務局 : ただ今から、第4回玉村町農業委員会を開会いたします。  
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : 今年度はとても暑い気候となり、野菜にも影響が出ているようです。米も例年より収穫が早くなっていて、今はコシヒカリの収穫で忙しい中だと思うが、集まっていたいてありがとうございました。なお、今年度の産業祭は11月19日を予定しております。農業委員会は主催の立場なので、式典への出席と品評会への協力をお願いしたい。また次回の会議で詳細は案内できると思います。

事務局 : ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長 : 本日の出席委員は8名ですので、総会は設立しております。  
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、今回は 8番 町田 委員 10番 齊藤 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の関口主査を指名します。

議 長 : それでは、議事に入ります。  
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

<申請内容について説明>

以上で議案第1号の説明を終了します。

議 長 : それでは、議案第1号について審議を行います。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第1号について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成ということで、議案第1号は原案のとおり**許可**と決定します。

議 長 : 続きまして議案第2号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和5年9月22日受付

この申請は露天駐車場設置のための所有権移転を含む農地転用の申請です。

<申請内容について説明>

以上で議案第2号 番号1の説明を終了します。

議 長 : それでは、議案第2号 番号1について審議を行います。  
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、  
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、  
部会としては許可相当と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案  
のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

事務局 : 次に番号2 令和5年9月22日受付  
この申請も露天駐車場設置のための所有権移転を含む農地転用の申請です。

<申請内容について説明>

以上で議案2号 番号2の説明を終了します。

議 長 : それでは、議案第2号 番号2について審議を行います。  
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、  
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、  
部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号2について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号2は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議長：続まして議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)」について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)」について説明致します。

それではまず、議案3別冊の農用地利用集積計画(案)、農地中間管理一括方式設定分をご覧ください。

2枚目の概要表が今回の中間管理事業で群馬県農業公社を通して利用権の設定をする農地面積です。合計199筆、貸手102人、借手33人(法人)の計画となり、面積は田が約31ha、畑が約2ha、合計約33haとなっています。個別の詳細は、次ページ以降の計画書をご覧ください。

<集積計画(案)について説明>

以上の状況を踏まえ、これらの集積計画(案)について、周辺農用地の農業上の利用に影響があるか?また、全ての農用地について適切に耕作される事が見込めるか?という点についてご審議願います。

なお、県知事には事前に協議を行って同意を得ており、計画を承認頂いた場合は、この集積計画を11月1日付で町が告示し、利用権の設定が完了します。

議長：それでは議案第3号について質疑及び審議に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質疑・審議等)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。  
議案第3号について**承認**とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画」  
を農業委員会として承認とします。

議長 : 続いて、報告事項に入ります。  
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況につ  
いて報告いたします。相続で、2件受理しております。

<届出内容について説明>

以上で報告事項第1号を終わります。

続きまして報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受  
理状況について報告いたします。2件受理しております。

<届出内容について説明>

以上で報告事項第2号を終わります。

続きまして報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状  
況について報告いたします。

今月は資料のとおり2件の合意解約の通知を受けております。

以上で報告事項を終わります。

議長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手  
願います。

(挙手なし)

無いようですので、次第5の報告事項については、終了とします。

続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 : ○全国農業新聞について

まだ手元に新聞が届いていないと思うが、現在、県の農業会議と調整・手続中である。完了次第、新聞が届くと思うのでご承知いただきたい。費用も今はまだ引いておらず、発行されてからかかるようになる。

議長：その他、委員の方から何かありますか。  
なければ、以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局長：委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。